

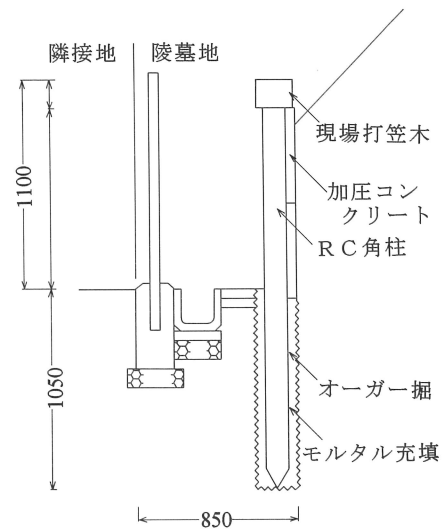
ろで、周濠法面が検出されている（註1）。これらの調査においても葺石と考えられるような石材が存在せず、葺石は築造当初から存在していない可能性も考えられる。

以上の結果から、土留柵設置工事は第31図に示した工法によって、予定どおり施工した。

（徳田 誠志）

註

- (1) 羽曳野市教育委員会『羽曳野市内遺跡調査報告—平成9年度—』羽曳野市埋蔵文化財調査報告書41 平成13年3月30日
羽曳野市教育委員会『羽曳野市内遺跡調査報告—平成10年度—』羽曳野市埋蔵文化財調査報告書42 平成13年3月30日



第31図 河内坂門原陵飛地い号
土留柵設置工事施工図(1/40)

鳥羽天皇皇后璋子 花園西陵見張所改築工事箇所の立会調査

鳥羽天皇皇后璋子（待賢門院）陵見張所が経年のため老朽化し、改築工事が計画された。そのため基礎工事部分（長さ5.1m、幅6.1m、深さ0.5m）の本部職員も参加した立会調査を、平成13年1月15日から4日間実施した。また、配水・污水管埋設部分（長さ52.2m、幅0.5m、深さ0.6m）の掘削にあたって、同月19、22日と2月13～16日、21、22日にかけて立会調査を実施した。

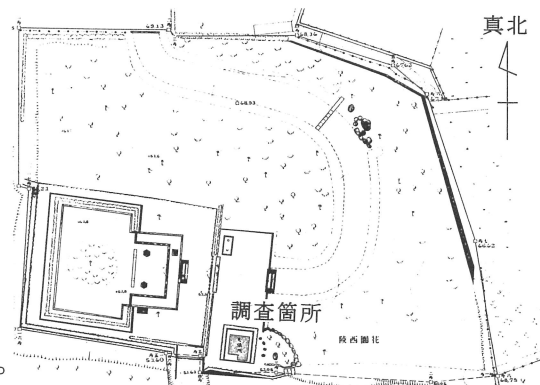
基礎工事に伴う調査箇所は第32図に示した場所であり、土層は大きく4層に分けることができる（第33図）。

I層 表土（I'層は、石柵設置等工事時の攪乱土）。

II層 暗茶褐色土（拝所整備時の整地土）。

III層 明黄褐色風化土（拝所整備時の盛土）。

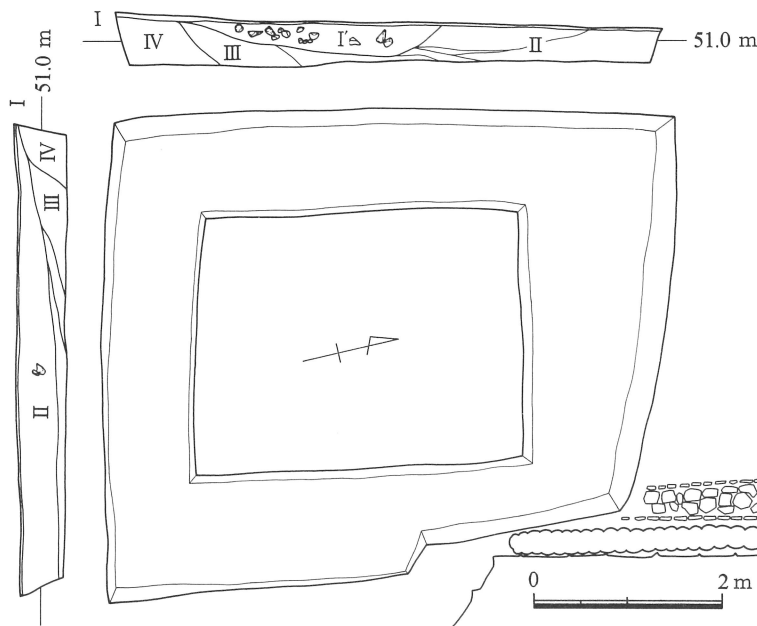
IV層 黄褐色粘質土（地山）。



第32図 花園西陵調査箇所位置図(1/800)

図に示したように、調査箇所の南西隅において黄褐色を呈する非常に堅く締まった均質な粘質土が検出され、地山と判断した。III層はこの地山を削平して拝所を整備した際の盛土であり、その上にII層とした暗茶褐色の整地土（客土か）が堆積している。このII層の中から、燻瓦、陶磁器片が出土している。これらの出土品を観察したところ近代以降の所産と判断でき、この整地が新しい時期になされたと判断できる。

本陵は明治8年に治定後、同12年に周辺地を買い上げ、さらに同24年に鳥居、木柵、灯籠等が



第 33 図 花園西陵調査箇所平面図及び断面図(1/80)

取設されたことを示す公文書が残る。事実、灯籠の背面には「明治廿四年三月」と刻まれている。

但し、この時見張所は建設されておらず、今回の調査箇所の正確な整地時期については不明であるが、少なくともこの工事以降に整備された可能性が高いと考えられる。

本陵は現在、法金剛院に隣接しているが、もともとは同院の塔中である圓融庵の跡地とされている場所である。しかしなが

ら今回の調査部分では、このことを示すような建物跡等の遺構は認められなかった。

前述した付帯工事部分の立会調査の結果においても、確認された土層はII層に相当する暗茶褐色土であり、参道整備時の盛土であると判断できる。この立会調査箇所からも遺構・遺物は出土しなかった。

以上の結果から、工事は予定通り施工した。

(徳田 誠志)

垂仁天皇菅原伏見東陵防災整備工事区域の立会調査

垂仁天皇菅原伏見東陵の外堤裾から漏水が認められるので、防災整備工事を実施することとなった。工事の内容は、土留柵設置(長さ265.5m)、格子フェンス設置(長さ376m)、門扉設置(5箇所)、外堤外法面切土(長さ120m)の4種である。以上の工事のうち、土留柵と切土については本部職員と監区職員が、平成13年1月22・23・29日、2月6～9・19・21～23日の間に立ち会い、格子フェンスと門扉設置に関わる各工事については、監区職員が随時立ち会い、遺漏のないように努めた(第34図)。

土留柵設置箇所の土層(第35図1～7)は、大きく表土(I)と現在の外堤流出土(II)、粘土刃金(III)に分けられ、部分的に現代の板シガラ設置の際の埋戻土も認められる。III層は共に堅緻な粘土層で、黄褐色の上層(IIIa)と灰褐色の下層(IIIb)に分けられる。IIIa・IIIbともマサ土を混じえている。この粘土刃金からは磁器片や瓦片が出土しており、本来の外堤のものではない。また、本来の外堤と考えられるような土層は確認されなかった。

切土箇所(第35図8・9)と門扉設置箇所の掘削は、上記の土留柵設置箇所でも認められたI・II層にとどまり、格子フェンス設置箇所ではI層のみにとどまっている。